

令和 7 年 1 1 月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和 7 年 1 1 月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会資料目録

[illegible]

○議案第1号 かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u> (3) 略 （部分休業を請求することができない職員） <u>第15条の2 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>法17条の規定による短時間勤務をしている職員</u> (2) <u>1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）<u>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（法第12条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第10条第1項及び第2項、第17条並びに第18条第3項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) <u>かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u> (3) 略

日が121日以上である非常勤職員以外の非常勤職員（定年条例第12条の規定により採用された職員を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第15条の3 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 就業規則第15条第14号に規定する特別休暇又は第1号子育て部分休業（就業規則第16条の2第4項に規定する第1号子育て部分休業をいう。以下同じ。）を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が就業規則第35条第1号の規定による休暇（以下「育児休暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

4 第1号子育て部分休業を与えられている職員に対する法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第15条の4 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 第2号子育て部分休暇（就業規則第16条の2第6項に規定する第2号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）を与えられている職員に対する法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第15条の5 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第15条の6 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分（第2号子育て部分休

暇を与えられている職員にあっては、1年につき77時間30分から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間(第2号子育て部分休暇を与えられている非常勤職員にあっては、1年につき当該時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第15条の7 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると広域連合企業長が認める事情とする。

(部分休業の承認の取消事由)

第15条の8 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

○議案第1号 かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種別及び基準に関する条例 新旧対照表

新	旧
(給与の減額) 第21条 略 2 職員が看護休暇、子育て部分休暇又は<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。） 第19条第1項に規定する部分休業（当該職員がその小学校就学の始 期に達するまでの子（<u>育児休業法</u>第2条第1項に規定する子をい う。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないこ とをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかか わらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を 減額して給与を支給する。 3 略 （育児休業の承認を受けた職員の給与） 第23条 <u>育児休業法</u>第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業 をしている期間については、給与を支給しない。 2・3 略 （特定の職員についての適用除外） 第25条 略 2・3 略	(給与の減額) 第21条 略 2 職員が看護休暇、子育て部分休暇又は部分休業（当該職員がその小 学校就学の始期に達するまでの子（<u>地方公務員の育児休業等に関する 法律</u>（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をい う。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをい う。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわら ず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額 して給与を支給する。 3 略 （育児休業の承認を受けた職員の給与） 第23条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>第2条第1項の承認を 受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給し ない。 2・3 略 （特定の職員についての適用除外） 第25条 略 2・3 略

4 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する<u>条例第4条又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u> 5 略	4 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する<u>条例第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u> 5 略
---	---

○議案第3号 かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例 新旧対照表

新	旧
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験をするもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験をする者に限る。） (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 建設業法施行令<u>第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 建設業法施行令<u>第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの